

1. 件名：東海再処理施設安全監視チーム会合への対応に係る面談
2. 日時：令和2年1月16日(木)13時30分～15時40分
3. 場所：原子力規制庁9階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

田中主任安全審査官、有吉主任技術研究調査官、小舞管理官補佐、堀内安全審査官、  
内海研開炉係長、佐々木技術参与

長官官房 技術基盤グループ 核燃料廃棄物研究部門

野島技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

再処理廃止措置技術開発センター 副センター長 他4名

#### 5. 要旨

○原子力機構から、令和元年12月25日の東海再処理施設安全監視チーム会合での指摘を踏まえて、今後の補正により追加する添付資料案について、資料に基づき説明があった。また、原子力機構から、今回の説明資料は補正予定の一部であり、全ての内容を提示、補正できるのは、組織内の手続き後、1月末を予定しているとの説明があった。

○原子力規制庁より、以下の内容を伝えた。

(安全対策に係る変更認可申請について)

- ・本日提示された資料全般について、未だ評価結果に至る過程及び解析条件などの根拠が示されておらず、現在の説明では、内容の妥当性を確認することができない。評価結果の根拠について明確に資料に記載し説明すること。
- ・耐震評価結果のうち、応答倍率法により裕度が少ないと評価されたものについては、詳細な評価を行うべきと考える。原子力機構として詳細な評価が不要と考えるならば、何故不要か技術的根拠を持って説明する必要がある。
- ・津波に対する設備の健全性については、建屋内への浸水を想定するならば、津波による建屋内への影響等、津波による施設の状況を踏まえて議論を進める必要がある。原子力機構の説明では、例えば、建屋内の機器への影響は、浮力に対する評価をもって健全であり事故対処に影響を及ぼすことがないとしているが、建屋内が浸水した場合においては、建屋、セル内、廃液貯槽や事故対処に使用する機器配管において様々な影響が考えられる状況にあることから、今回の説明では不足している。よって、事故対処に係る技術的な妥当性は理解できない。
- ・いずれにせよ、施設や設備の健全性の評価方法については、その評価方法の妥当性を説明するとともに、原子力規制委員会のガイド等を参考にした場合はその部分を明確にすること。

(その他)

- ・廃止措置計画変更認可申請の優先順位の選定や、LWTF（低放射性廃棄物処理技術開発施設）等の個別の申請については、面談及び監視チーム会合において所要の指摘を行っているところであるが、未だ回答がない状況である。本件についてはスケジュール感が全く見えないので、どのようなスケジュールで対応を計画しているのか組織として検討した上で、遅滞なく適切に対応すること。

○原子力機構より、承知した旨返答があった。

## 6. 配付資料

資料1：安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請の補正について

資料2：六 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能維持すべき期間並びに再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二五年原子力規制委員会規則第二九号）第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容

資料3：基準地震動 $S_s$ に対する事故対処設備の健全性（ガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟）別添6-1-4

資料4：基準地震動 $S_s$ に対する事故対処設備の健全性（高放射性廃液貯蔵場（HAW））別添6-1-5

資料5：基準津波に対するTVFガラス固化技術開発棟の健全性 別添6-1-7

資料6：高放射性廃液貯蔵場（HAW）の基準津波に対する事故対処設備の健全性に係る評価 別添6-1-8

資料7：設計竜巻及び設計飛来物に対する健全性 別添6-1-9